

平成25年第6回西会津町議会臨時会会議録

第1. 招 集

1. 日 時 平成25年8月9日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成25年8月9日
2. 閉 会 平成25年8月9日
3. 会 期 1日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

1番	小 柴 敬	6番	猪 俣 常 三	11番	清 野 佐 一
2番	三 留 正 義	7番	鈴 木 満 子	12番	五十嵐 忠比古
3番	長谷川 義 雄	8番	多 賀 剛	13番	武 藤 道 廣
4番	渡 部 憲	9番	青 木 照 夫	14番	長谷沼 清 吉
5番	伊 藤 一 男	10番	荒 海 清 隆		

2. 不応招議員

な し

平成25年第6回西会津町議会臨時会会議録

平成25年8月9日（金）

開 会 10時00分

出席議員

1 番	小 柴 敬	6 番	猪 俣 常 三	12 番	五十嵐 忠比古
2 番	三 留 正 義	8 番	多 賀 剛	13 番	武 藤 道 廣
3 番	長谷川 義 雄	9 番	青 木 照 夫	14 番	長谷沼 清 吉
4 番	渡 部 憲	10 番	荒 海 清 隆		
5 番	伊 藤 一 男	11 番	清 野 佐 一		

欠席議員

7 番 鈴 木 満 子

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	酒 井 誠 明
副 町 長	藤 城 良 教	農林振興課長	佐 藤 美恵子
総 務 課 長	伊 藤 要一郎	会計管理者兼出納室長	会 田 秋 広
企画情報課長	杉 原 徳 夫	教 育 委 員 長	井 上 祐 悦
町民税務課長	新 田 新 也	教 育 長	佐 藤 晃
健康福祉課長	渡 部 英 樹	教 育 課 長	成 田 信 幸
商工観光課長	大 竹 享		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	高 橋 謙 一	議会事務局主査	薄 清 久
--------	---------	---------	-------

第6回議会臨時会議事日程（第1号）

平成25年8月9日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 議席の指定及び変更

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 議長諸報告

日程第5 付議事件名報告

日程第6 提案理由の説明

日程第7 議案第1号 社会資本整備総合交付金事業町道明神橋線（明神橋）耐震補強
工事請負契約の締結について

日程第8 議案第2号 財産の取得について（除雪ドーザ）

日程第9 議案第3号 財産の取得について（ロータリ除雪車）

日程第10 議案第4号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）

閉 会

○議長 おはようございます。

ただいまから、平成 25 年第 6 回西会津町議会臨時会を開会します。(10 時 00 分)
これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。

7 番、鈴木満子君から欠席する旨の届出がありましたのでご報告をいたします。この他の報告について事務局長から報告いたさせます。

事務局長、高橋謙一君。

○事務局長 報告いたします。

本臨時会に、町長より別紙配布のとおり 4 件の議案が提出され、受理いたしました。

本臨時会に議案説明のため、町長、教育委員長に出席を求めました。

なお、地方自治法第 121 条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育委員長からは教育長、教育課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり、受理いたしました。

以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第 1、議席の指定及び変更を行います。

閉会中の議席の指定及び変更について申し上げます。

去る 7 月 21 日に執行されました西会津町議会議員補欠選挙において、当選されました小柴敬君の議席は、会議規則第 3 条第 2 項の規定により、1 番に指定いたしました。あわせて、新たに当選された小柴敬君の議席に関し、会議規則第 3 条第 3 項の規定により、1 番、三留正義君から 13 番、長谷沼清吉君までの議席をそれぞれ 1 番ずつ繰り下げ、2 番から 14 番までにそれぞれ変更いたしました。変更した議席は、お手元に配りました議席表のとおりであります。

日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、5 番、伊藤一男君、9 番、青木照夫君を指名します。

日程第 3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 8 月 9 日の 1 日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 8 月 9 日の 1 日間に決定しました。

日程第 4、議長諸報告を行います。

閉会中の常任委員の指名について申し上げます。

今回新たに当選された小柴敬君の常任委員会委員の選任については、委員会条例第 4 条第 2 項の規定によって、欠員となっていた経済常任委員会委員に指名いたしました。

ここで、去る 7 月 21 日執行の西会津町議会議員補欠選挙において当選されました小柴

敬君をご紹介します。

小柴敬君。

○小柴敬　　小柴敬です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長　　日程第 5、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元にお配りの議会臨時会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第 6、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長　　（町長提案理由の説明）

○議長　　日程第 7、議案第 1 号、社会資本整備総合交付金事業町道明神橋線（明神橋）耐震補強工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　　議案第 1 号、社会資本整備総合交付金事業明神橋線（明神橋）耐震補強工事請負契約の締結についてご説明させていただきます。

議案の説明に入ります前に、工事の概要等について説明させていただきます。

お手元に入札結果並びに議案説明資料を配布してございますのでご覧ください。

本工事は、橋長が 100 メートルを超える長大橋であり、町を横断するように流れている阿賀川に架かる重要な橋りょうであることから、耐震補強工事を実施するものであります。

本橋りょうは、橋長が 138.135 メートル、幅員は 5 メートルから 6.32 メートルでございまして、橋長が長いことから、中間に橋脚 1 基を有する、2 経間の橋りょうであります。本工事は、これら橋台 2 基と橋脚 1 基及び上部工一式の耐震補強と補修を同時に実施する工事であります。

議案説明資料の計画全体一般図でご説明いたします。

1 枚目の明神橋耐震補強計画一般図をご覧ください。

耐震補強計画の下部工では、左岸橋台のパラペット部分を取り壊し新たに設置、橋脚につきましてはコンクリートによる巻き立てによる補強をいたします。右岸橋台補強も実施いたします。上部工では支承の取替え、耐震ダンパー設置を施工いたします。

次に 2 枚目の明神橋補修計画一般図をご覧ください。

補修計画の下部工では地覆及び高欄の補修、橋台及び橋脚の欠損部の修復。上部工では、再塗装、リベット不良箇所のボルトへの交換、橋面舗装及び床板打ち替え、伸縮継ぎ手の交換等を実施いたします。

これらの工事实施により、阪神淡路大震災や東日本大震災程度の地震に対して、交通の支障となるような被害がない構造となり、かつ橋りょうの長寿命化が図られることとなります。

本工事は、社会資本整備総合交付金の復興枠を活用し整備を行いますことから、年度当初から実施設計や河川管理者との調整作業等、工事発注に向けての作業を鋭意進めるとともに、交付金の申請等の事務手続きを行ってまいりましたが、これら作業が終了したことから、この程入札を執行したところであります。

本工事につきましては、鋼橋上部工事に該当する工事ではありますが、予定価格金額が2億を超える大型事業でありますことから、また橋りょうの上部工工事でありますことから条件付一般競争入札を導入し、発注業者の決定を行ったところであります。

本工事入札にあたり町が付した入札参加の条件は、町の有資格業者名簿の鋼橋上部工事に登録され、かつ建設業法の鋼構造物工事業の許可を得ている者で客観点が724点以上であること。

過去15年間に、鋼橋上部工事で、アーチ系の長大橋の架設工事又はアーチ系の長大橋の耐震補強工事の実績があること。

配置技術者は過去15年間に、鋼橋上部工事の架設工事又は鋼橋上部工事の耐震補強工事の配置技術者としての実績があることなど5項目であります。

この結果、入札参加審査を経て入札書の送付がありました業者は、受付順に高田機工株式会社仙台営業所、矢田工業株式会社の2社でありました。

去る7月30日に執行しました入札書の開札会の結果、最低の価格で入札した業者は、矢田工業株式会社であり、その価格は1億6,870万円でありました。この入札額に消費税及び地方消費税相当額843万5千円を加えた合計額1億7,713万5千円を契約金として、7月31日付、同社代表取締役成田正樹氏と工事請負仮契約を締結いたしました。

なお、本工事の竣工期限は、平成27年3月25日であります

これをもちまして説明を終わりますが、予定価格が5千万円を超えることから、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

よろしくご審議くださいまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから、質疑を行います。

4番、渡部憲君。

○渡部憲　これだけの工事になりますと、約2年間ぐらい完成にかかると思うんですが、これは通行止めとか迂回路とか、そういうことはどういうふうに考えておられるんでしょうか。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　これは耐震補強工事でございますので、上部工の塗装等の補修もいたしますので、当然、長期間にわたって通行止めということになります。

迂回路につきましては、阿賀川にかかる橋が限られておりますので、下流のほうからいきますと上郷下野尻線に架かっております上野尻の発電所、あと橋屋橋、その上にいきますと高郷町に架かっております橋りょうというようなことで、それが迂回路となります。

迂回路の期間につきましては、要するに請負業者と今後、どのように工事を進めるか、その辺を協議しながら、なるべく短期間で通行止めが終わるように、その辺の調整をして参りたいと考えております。

○議長　14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　今回指名したのが2社ということでございますが、資格、条件に合った業者は2社だけなのか、それともまだ業者おられるか、いないのかと、それとこの橋はい

つ頃できたのかなということでもあります。橋の寿命はだいたい何年くらいで大掛かりな補修とか、工事をしなくちゃならないのかなと。耐震とあわせて寿命を長く延ばすと、こう今の説明で言われましたが、この工事をするによって耐震だけじゃなくて、寿命がどの程度延びると予測されるのかと、そこら辺をお尋ねいたします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 今回の入札につきましては、条件付一般競争入札ということで、一般競争入札ですので指名じゃありませんから、各会社が町に入札したいという旨の申込みがあつて、それから入札書を送付するということですので、それが2社しか申込みがなかったということでございます。

この橋につきましては、昭和46年に架設となっております。

あと橋の寿命でございますが、今現在、橋りょうにつきましては、鋼製の鉄につきましては70年から80年程度の寿命であるといわれておりますが、今回その寿命につきまして延ばすというように考える工事の内容で一番大きなのは、橋の再塗装ということで、塗装のやり直しによりまして橋の鉄でできている部分につきまして、錆を落とし塗装することにより鉄の強度を保つというのが、まず第一の修繕の内容でありまして、その他伸縮継手といいまして、橋台と橋をつなぐところの伸縮、冬は縮んで夏は伸びるという、その伸びを調整するための伸縮継手というのがあるんですが、それらを交換して、その伸縮継手につきまして、今まで雨水が通るような構造でありましたが、雨水が通らないというような構造にいたしまして、橋の桁を受ける部分にあるシューというものについて錆を防止すると、そのような工事をして今後橋の寿命を延ばしていくということでございます。それによって、橋がどのくらい延びるかっていう正確なことは言えないんですが、20年程度は延びるんじゃないかというふうに考えます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 昭和46年ですとざっと計算すれば42年こう経つわけでありましたが、今の説明を聞いておりますと橋の寿命は鉄を錆びさせないことだということで、ペンキを塗るというのかな、これは過去何回かやってきてると思いますが、およそ何年にいっぺん、こういうのをやれば強度がちゃんと保てんのかなということと、コンクリートの劣化は、劣化で例えばトンネルの崩落事故なんか起きていますが、そのコンクリートの劣化についての心配はないんですか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 錆防止の塗装についてでございますが、これは錆の具合によっても違ってくるかと思いますが、通常15年から20年といわれております。

あと今回の橋につきましては、主要部分は鉄でできております。今回の橋については、コンクリート部分は橋の橋面の床版部分でございます。それについては一部打ち替えるということと、あと下に炭素繊維ということで、炭素でできた布みたいなもの、橋の裏側に、床版の裏側に貼って、それで補修をしたいと、そのように考えております。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 明神橋の耐震補強工事と関連するわけなんです、町内においてこれから耐震補強工事が必要と思われる橋は何カ所くらいあるのか、もし資料があればお伺いをい

たします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 耐震補強につきましては、すごく重要な橋ということで、今回その阿賀川に架かる橋、町道であります、町道の中では明神橋と橋屋橋しか、2橋しかございません。そのような長大橋で、特に右岸と左岸を完全に分離してしまうような重要な橋につきましては、耐震補強ということが考えられますが、その他の橋りょうについては今のところ耐震を行うような橋りょうではないというふうに考えております。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 重要な橋であるということはわかるんですが、町内において一般、小さい河川においても橋が架かっております。そういうところで、私見る限りではかなり劣化している橋などもありますので、安全・安心の面からもこれからそういう橋について見直しをして補強していくことも必要ではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 橋につきましては、今までその各橋りょう、町道に架かる各橋りょうについては、耐震診断、補修系の診断をいたしまして、ただ今そのデータについてとりまとめを行っているところであります。それをもちまして、その橋りょう、そのデータを基にしまして、その橋りょうにつきましてはその橋りょうの重要度や集落に行くのにその橋しかないというような、その辺のところを加味しながら、優先順位をつけながら橋りょうの修繕補強について考えていきたいとそうように考えております。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 生活道路の中でもかなりそういう補強が必要でないかという橋が見受けられますので、今後ぜひそういう見直しをしていただきたいというのが私からのお願いです。よろしくお願いいたします。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第1号、社会資本整備総合交付金事業町道明神橋線（明神橋）耐震補強工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、社会資本整備総合交付金事業町道明神橋線（明神橋）耐震補強工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第2号、財産の取得について（除雪ドーザ）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第2号、財産の取得について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、除雪ドーザ 1 台の購入であります。除雪車両の購入につきましては 6 月議会定例会において、除雪ドーザ及びロータリ除雪車、計 7 台の購入についてご議決をいただいたところであります。その後、国の社会資本整備総合交付金を活用して、さらに追加購入が可能となったことから、このたび平成 9 年 11 月に購入してから 15 年が経過し、老朽化により除雪作業に支障をきたすようになった除雪ドーザについて更新するものであります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思います。

1 の取得する財産及び数量であります。除雪ドーザ 16 トン級 1 台であります。2 の取得の方法は売買であります。

去る 8 月 2 日、指名競争入札による入札会を執行したところであり、入札に指名いたしました業者は、お手元に配布いたしました入札結果のとおり、会津自動車工業株式会社、株式会社 KCMJ 郡山営業所、ユニキャリア株式会社会津サービスセンターの 3 社であります。入札の結果、会津自動車工業株式会社代表取締役、四家邦博氏が 1,830 万円で落札いたしましたので、これに消費税及び地方消費税を加算した額、1,921 万 5 千円を取得価格として、同日、物品売買仮契約を締結いたしました。納入期限は平成 26 年 3 月 20 日であります。

以上で説明を終了させていただきますが、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　6 月の議会で 7 台購入して、今回また 2 台ということであります。先回は、今回も指名競争入札ということで、この前 6 月だと 8 社を指名したが、今回は 3 社しか指名していないが、それはどういうことか。

それと去年の、いわゆる町の除雪であります。いわゆる集落内の町道が何路線かあって、その内除雪をする町道と除雪をできない町道があるわけでありまして、これは非常にその集落で不公平感を持っておられる。で、それは町道をいっぺんに拡張できれば大きな除雪車も可能でしょうが、やはり場所によってはなかなか町道の拡張も容易でないと、そういうためにはもっと小さな除雪車があってもいいのではないのかなというふうな気がしておりました。それで昨年の決算の財産目録ですと、特殊自動車ということで 20 台、その内 1 台が建設課の道路パトロール車で、あとの 19 台は除雪車だと、その内去年の除雪の事業計画書を見ますと、町で 10 台、それから会社に貸与しているのが 3 台、13 台が使用されていて、というふうにかう昨年の除雪計画でこう見受けられるわけですが、そういう点でこの 7 台、今回の 2 台の購入によって町の 25 年度の除雪計画っていうものはどのような影響といたしますか、が出てくんのかなと、そういう点でお尋ねをいたします。

○議長　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　それでは、私のほうからは今回の入札についての指名業者の数について、お答えをさせていただきます。

ご承知のように前回入札、6月議会定例会においてお願いしました議案につきましては、議員がおただしのおり8社を指名させていただきました。前回入札につきましては、いわゆる指名の申し出があった業者、取扱いができるということで指名願が出ている業者について、すべて指名をしたということで8社ということでございました。その結果、実際には納期の関係があったり仕様の関係があったりということで、何社かが棄権をしたという結果が出てきたところでございます。質疑の段階でもいろいろとご質問いただきましたように、あらかじめ扱えるか扱えないか、その辺を確認してはどうかというお話もございましたので、今回は特に前回入札をやってからまた期間が経過しておりますので、年度内に納車が可能かどうか、その辺を特に重点的に業者に確認いたしまして、今回3月までに納車ができるという3社について指名をさせていただいたということでご理解をいただきたいと思います。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　まず、集落内の除雪のご質問でございますが、町といたしましては大型ドーザによる除雪を基本としております。大型除雪が入れない町道につきましては、手押しの小型除雪車を集落に貸し出しまして、それに対応してもらっているのが現状であります。

あと、除雪車につきましては、町の直営でやっているのが10台、業者に貸し付けているのは3台、そのほか残雪除雪に使っておりますブルドーザが2台あります。それとあと、そのほかに歩道用のロータリが2台あります。それであと残雪とか、ちょっとした狭いところで何かあったときに使う小型の除雪車1台ということでございます。

今回購入いたします除雪ドーザにつきましては、基本的には更新する前の機械を更新する機械ということで、更新した機械に新しい除雪車は配置したいと考えております。そのほか今残っている車両でございますが、20年以上経っている車両が5台ございます。これにつきましては、かなり出力の低下や修繕費がかさむというようなことで、これらの中から廃車するというふうに考えております。そのほかにつきましては、町で持っております施設、駐車場がかなりございます。これから小学校等もできればその駐車場の除雪というようなことで、除雪延長が延びるというようなことでございますので、更新した機械につきましては管理替えを行い、その駐車場の除雪車に充てるというようなことも考えておりますので、まあ今年につきましては、この新しい機械は今回の除雪には間に合わないというようなことでございますので、来年度どのようにするのかということで、このようなことを基本に除雪計画を組みたいとそうように考えております。

○議長　14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　まあ除雪のことは改めて一般質問等でお尋ねすればいいわけですからしませんが、いわゆる指名業者、この前の棄権をした業者をやっぱし指名するというのは、私はおかしいと思いますが、まあそれは指名しなかったと。あと3社がね、棄権をしていますが、あと5社はそれぞれ年度内に納入できるということで参加をして、今回は納入できないなんていうのは、私には理解できない。それと、6月の議会では5台ですか、

ユニキャリア株式会社会津サービスセンターが落札をして、年度内で5台っていうのは本当に、まあそれは可能だからやったでしょうが、なかなかこれは容易な仕事ではないなど。で、その業者がまた今回の3社に入ってるわけですが、そこら辺は相手ができると言ったから指名したと言えればそれっきりかもしれませんが、やはり競争の原理を働かせるならば、5社くらいは指名したって何らおかしくはなかったのではないかなというふうに思いますが、改めてそこら辺を説明してください。

○議長　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　先ほどもお答え申し上げましたが、前回6月に入札の手続きをさせていただきましたから約1カ月、2カ月近くが経過してございます。その2カ月の期間が経過してございますので、これからまた発注を、生産をいたしますと3月に間に合うところと間に合わないところが出てくるということでございます。前回もご指摘いただきましたように、できないようなところを指名するのはおかしいんじゃないかということでお話しあったわけでございます。今回はそういうことも踏まえまして確認したところ、できないというところについては指名をしなかったということで、できるところ3社で入札をさせていただいたということでございます。

○議長　10番、荒海清隆君。

○荒海清隆　先ほど建設課長からドーザ、除雪ドーザは大型機械を基本としているというような旨のご答弁ありましたが、それによって先ほど14番議員も言われましたが、集落内においてここまでは大型が入る、その先は大型が駄目ですよというようなことで、町の貸与された歩行型の除雪車で飛ばすとか、あとはその集落の人が自発的にやっていると、そういうところが多多いようです。大型ドーザが基本だというようなことじゃなくて、道路を直すことが基本ではないかなと私は考えております。やっぱりこれ卵とニワトリが先かということではなくて、道路を直せば大型ドーザが入るということがいちばん基本じゃないかなと思いますが、その辺もう一度考えがあればお知らせをいただきたいと思います。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　お答え申し上げます。

道路を直すというのはやっぱり基本だと、議員おただしのとおりでと思います。道路が直れば除雪車も入るということでございます。それにつきましても今なかなか町道につきましては、残っている箇所につきましては問題のある箇所が多々ございますので、集落内で用地の確保と、できるところからこれから町としても道路改良につきましては取り組んでいきたいとこのように考えておりますので、よろしくご理解願いたいと思います。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり。）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第2号、財産の取得について（除雪ドーザ）を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、財産の取得について(除雪ドーザ)は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第3号、財産の取得について(ロータリ除雪車)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第3号、財産の取得について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、ロータリ除雪車1台の購入であります。ただ今ご議決をいただきました除雪ドーザと同様に、6月議会終了後に国の社会資本整備総合交付金を活用して購入が可能となったことから、このたび平成10年11月に購入してから14年が経過し、老朽化により除雪作業に支障をきたすようになったロータリ除雪車について更新するものであります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思います。

1の取得する財産及び数量であります、ロータリ除雪車73キロワット級1台であります。2の取得の方法は売買であります。

去る8月2日、指名競争入札による入札会を執行したところ、入札に指名いたしました業者は、お手元に配布いたしました入札結果のとおり、株式会社KCMJ郡山営業所、会津自動車工業株式会社の2社であります。入札の結果、株式会社KCMJ郡山営業所所長、斉藤一敏氏が1,295万円で落札いたしましたので、これに消費税及び地方消費税を加算した額、1,359万7,500円を取得価格として、同日、物品売買仮契約を締結いたしました。納入期限は平成26年3月20日であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 またこれ入札に関してお尋ねしますが、6月の議会でありますと8社指名で7社が棄権、1社だけが応札だということであります。今回落札した業者も6月では棄権をしておられるわけでありますが、これ、ここら辺はどう理解をすればいいのかと、理解に苦しみますので説明をしてください。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 前回のロータリ除雪車の購入につきましては、今おただしのありましたように8社を指名いたしまして1社のみの応札であったということでございます。今回は2社ということでございますけれども、ロータリ除雪車の、今回の大きさが違いますので、前回は大きなロータリ除雪車、今回は歩道用のロータリ除雪車ということで、その規模も車種も若干、若干ていうか違いますので、そういったところで2社が入札ができるということございました。ご理解をいただきたいと思います。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　特に先回が棄権したというのは考慮しなかったということですか。

○議長　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　今回につきましては、先ほども２号議案で申し上げましたように、あらかじめこの除雪、ロータリ除雪車について、入札をして３月までに納車ができるかどうか、そこを確認したところ、できるというところについて２社を指名させていただいたということでございます。

○議長　１０番、荒海清隆君。

○荒海清隆　今までの除雪車においては、アタッチメントを後ろにつけることによって、除草ですか、草刈りもできるというようなことでやっておられたように思うんですが、今回もそういうアタッチメントですか、そういう機械をつけることによってその作業ができるということでしょうか。またそれは、この入札の金額には入っているのかどうか、お伺いをいたします。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　除雪車にアタッチメントをつけることにより除草ができるということで、今回の機械についてはどうなのかということでございますが、今ついている機械と、今使っている歩道用の除雪機械と今回の除雪機械は車種が違います。それによりまして、今回購入する除雪車につきましては、草刈り機が、草を刈るアタッチメントが装着できないというようなことでございます。これの中にもそういう機械の金額等も入ってございません。

○議長　１０番、荒海清隆君。

○荒海清隆　それを更新されるというようなことなんですが、これからはその除草はできないということとを考えていいですか。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　この機械につきましてはアタッチメントは、そういうアタッチメントはつかないということでございますが、更新する前の機械につきましてはまだ動きますので、草刈り機はそれに装着して草を刈るということはできるということでございます。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり。）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第３号、財産の取得について（ロータリ除雪車）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第３号、財産の取得について（ロータリ除雪車）は、原案のとおり可決されました。

日程第１０、議案第４号、財産の取得について（消防ポンプ自動車）を議題とします。
本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第4号、財産の取得について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、現在、町消防団第2分団第1部の森野班に配備しております消防ポンプ自動車について、昭和63年11月に購入してから24年が経過し、老朽化に伴う性能の低下や故障時の部品調達に支障をきたすようになったことから、このたび更新するものであります。

それでは議案書をご覧くださいと思います。

1の取得する財産及び数量であります、消防ポンプ自動車1台であります。2の取得の方法は売買であります。

去る8月2日に指名競争入札による入札会を執行したところであり、入札に指名した業者はお手元に配布いたしました入札結果のとおり、会津消防用品株式会社、有限会社豊和防災サービス、株式会社ホシノの3社であります。入札の結果、会津消防用品株式会社代表取締役、櫻井光氏が1,800万円で落札いたしましたので、これに消費税及び地方消費税を加算した額、1,890万円を取得価格として、同日、物品売買仮契約を締結いたしました。納入期限は平成26年3月20日であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

8番、多賀剛君。

○多賀剛 これ公用車の更新についても私お尋ねしたことあるんですが、この消防ポンプ自動車の更新に関しては、購入から24年間使用して老朽化、部品の供給もままならずというようなご説明ありましたけれども、これ更新する上での基準、明確な基準というのはあるんでしょうか。おそらく今本町にある消防ポンプ車で、いちばん古いものを更新したと思うんですが、その基準があればお示しいただきたいと。

あともうひとつは、この今使っているポンプ自動車の処分の方法は、具体的にどのような形で考えているのかお尋ねします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 更新の基準というご質問でございますけれども、消防車両につきましては何年で更新という明確な基準はもってございません。今回の森野班のポンプ自動車につきましては、購入から24年かつポンプの故障、車両の部品の調達が困難ということで、頻繁に故障するようになってきましたので、今回更新するということにいたしました。本町に消防車両、合計で30台ございます。そのうちポンプ自動車6台、それから積載車が10台、軽の積載車が13台、それから役場にありますが指令車が1台ということでございまして、購入から、そのうち20年経過したものが、今回更新するポンプ車を含めまして6台ございます。それらにつきましても、頻繁に故障が起きるような状態になってきましたら、早急に更新していくとそういった考えでございます。なお今回、更新によって今まで使われていたポンプ車につきましては、それについては総務課長がお答えしますのでよろしくお願いします。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 廃車後の処分の方法でございますが、基本的には売買で処分をする考えでございます。そういった取引する業者さんがおりますので、それが話がまとまらなければ廃車ということになります。

○議長 8 番、多賀剛君。

○多賀剛 このポンプ車というのは一朝有事の際、火災の際には、いざ動かないということであっては困るので、やっぱりこれは計画的に更新していかなければいけないと私はそう思っております。今ご説明の中で、昭和 63 年式の車、私は車のことに関しては部品の供給ままならずということは、私はあまり考えられないんですが、ポンプあるいは専門部品に関してはそういうことが実際あるのかなというふうに私は理解しました。

あと現在使っている車、廃車にするか売買にするかというお話ありましたけれども、これ実は私のところにも各自治体で更新した消防ポンプ自動車の入札っていうか、買取りできませんかっていう案内来ますけれども、決まった業者もいいんでしょうけれども、ある程度広いところに公告して見積もり合わせをするというようなことも必要ではないかと、周辺自治体でも結構そういうことやっておりますので、そういう調査をすることは考えてませんでしょうかお尋ねします。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 これまでは町内の車の業者さん、それからこれまでそういった取引の実績があった業者さん、そういったところに声をかけさせていただいてやってきたということがございます。今議員からおただしのありましたように、周辺自治体でどのようなその周知の仕方をしているかちょっと存じておりませんが、できるだけ広く声をかけて、我々としてはより高く処分できればそれに越したことはないというふうに考えておりますので、検討はさせていただきたいと思います。

○議長 8 番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひそうしていただきたい。それとあと実はね、役場の駐車場に 1 台、赤い消防車が 1 台あるんですけども、これ何カ月か私そのままなってるような状況を見ております。今まで消防車っていうのは車庫に入って適正な管理をされていたので、傷みもそう外観上も無かったんですが、ここ何カ月か雨ざらしになってるような状況を見ますと、だんだんその車の値打ちっていうかね、そのだんだん落ちていくもんだと思いますし、その処分の方法を早く、納入されればね、していただきたいと思いますし、今役場の駐車場にあるのも 2、3 カ月あのままの状態であるような私気がしますので、その辺も申し添えておきたいと思います。以上です。

○議長 11 番、清野佐一君。

○清野佐一 森野班で 24 年使ったポンプが今新しくなるということでございますが、正に最新型であろうということでありまして、昨年購入した中町班に配備されたポンプ車と比べましてですね、また新しい仕様等があれば、また特徴的なことがあればお知らせをいただきたいと思います。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

今回、第 2 分団第 1 部森野班に配備予定のポンプ自動車でございますけれども、基本

的に昨年度5分団の飯里班に配備したポンプ自動車、それを2分団で実際に見てそれから要望を取りまとめて、あと団幹部、町、2分団と協議しながら仕様をまとめ上げました。その中で、ご質問にありました昨年度のポンプ車と違う点ということでございますけれども、昨年度は装備としてついてございませんでしたバックカメラ、それを2分団の要求で新たにつけるようにいたしました。それから火災現場いろんな場所ございますので、消防自動車の底の部分ですね、悪路とかで底が擦ったりなんだりで傷むおそれがあるということで、そこらのカバー、保護板も新たにつけたところであります。こまごまはございますけれども、大きく言ってその点が昨年度と違う点でございます。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり。）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第4号、財産の取得について（消防ポンプ自動車）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、財産の取得について（消防ポンプ自動車）は原案のとおり可決されました。

本臨時会に付議されました事件は、以上をもって審議終了いたしました。

町長よりあいさつがあります。

町長、伊藤勝君。

○町長　議会臨時会閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日提出いたしました議案第1号から4号につきまして、全議案とも原案どおりご議決をいただきまして、誠にありがとうございました。執行にあたりましては、行政効果が十分反映されますよう努めてまいり所存であります。議員各位には今後ともご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

もうすぐお盆を迎え、帰省客も多くなります。安心・安全には十分配慮し、ふるさと西会津を楽しんでいただくよう対応してまいります。

ここ数日間、猛暑が続いております。議員各位には健康に十分留意され、議会活動に専念されますようご祈念申し上げあいさついたします。

どうもありがとうございました。

○議長　これをもって、平成25年第6回西会津町議会臨時会を閉会いたします。

（11時12分）